

近畿各府県の最低賃金額

(時間額・下段は発効年月日)

	大阪府	京都府	兵庫県	奈良県	和歌山県	滋賀県
問い合わせ先（各府県賃金課(室)）	06-6949-6502	075-241-3215	078-367-9154	0742-32-0206	073-488-1152	077-522-6654
ホームページアドレス	https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/	https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/	https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/	https://jsite.mhlw.go.jp/nara-roudoukyoku/	https://jsite.mhlw.go.jp/wakayama-roudoukyoku/	https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/
地域別（府県）最低賃金	1,064円 令和5年10月1日	1,008円 令和5年10月6日	1,001円 令和5年10月1日	936円 令和5年10月1日	929円 令和5年10月1日	967円 令和5年10月1日
塗料製造業	1,070円 令和5年12月1日		1,048円 令和5年12月1日			
鉄鋼業	1,066円 令和5年12月1日		1,065円 令和5年12月1日		1,050円 令和5年12月30日	
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	大阪府最低賃金が適用されています					
はん用、生産用、業務用機械器具製造業	1,070円 令和5年12月1日	京都府最低賃金が適用されています	1,035円 令和5年12月1日	奈良県最低賃金が適用されています		1,013円 令和5年12月31日
暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業						
金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業		京都府最低賃金が適用されています				
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業			1,002円 令和5年12月1日			
計量器・測定器・分析機器・試験機製造業、光学機械器具・レンズ製造業						
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具製造業	1,068円 令和5年12月1日	1,025円 令和6年2月4日	1,002円 令和5年12月1日	奈良県最低賃金が適用されています		1,003円 令和5年12月31日
情報通信機械器具製造業						
輸送用機械器具製造業		1,028円 令和6年2月4日	1,075円 令和5年12月1日			
自動車・同附属品製造業	1,068円 令和5年12月1日					1,016円 令和5年12月31日
繊維工業			兵庫県最低賃金が適用されています			
紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業						滋賀県最低賃金が適用されています
木材・木製品・家具・装備品製造業				時間額は奈良県最低賃金が適用されています		
ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業						1,000円 令和5年12月31日
自動車小売業	大阪府最低賃金が適用されています		兵庫県最低賃金が適用されています	奈良県最低賃金が適用されています		
自動車（新車）小売業		京都府最低賃金が適用されています				
各種商品小売業（百貨店、総合スーパーを含む）		京都府最低賃金が適用されています	兵庫県最低賃金が適用されています			滋賀県最低賃金が適用されています
百貨店、総合スーパー					和歌山県最低賃金が適用されています	

最低賃金に関する特設サイト <https://www.saiteichingin.info/> 最低賃金制度

検索

注： 業種分類は日本標準産業分類(平成25年10月改定)に基づいたものです。

注： 特定最低賃金については、府県により適用される産業分類及び適用が除外される業務等が異なります。

— 詳しくは、該当府県の労働局賃金課（室）にお問い合わせください —



賃金引上げ・就業環境整備をご検討の事業主の皆様へ

1 働き方改革や経営改善に向けた相談先

●大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談に対して、労務管理等の専門家による窓口等での相談、企業への訪問相談を行います。

詳しくは **TEL:0120-068-116** Email:hatarakikata@sr-osaka.jp



●大阪府よろず支援拠点

売上拡大や経営改善など、経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します。

また、地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じて的確な支援機関等を紹介します。

詳しくは **TEL:06-4708-7045**



2 賃金引上げを支援する制度

どの支援が合うか迷ったら、
大阪働き方改革推進支援・賃金相談
センターに相談してみてね！



●業務改善助成金 ※中小企業向け

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業者等に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。

詳しくは **業務改善助成金コールセンター TEL:0120-366-440**



●キャリアアップ助成金 ※中小企業以外も利用可能

有期雇用労働者等非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため賃金引上げ等の待遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

詳しくは **大阪労働局職業安定部 雇用保険課 助成金センター**

大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル9階 **TEL:06-7669-8900**



●その他の賃金引上げ支援制度 ※中小企業向け

(1)中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たしたうえで賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（又は所得税額）から控除できる制度です。

詳しくは **中小企業税制サポートセンター TEL:03-6281-9821**



(2)企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業者等に対し、設備資金や運転資金を2億7千万円までは特別貸付で融資します。

詳しくは **日本政策金融公庫 TEL:0120-154-505**



(3)中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金）

経済社会の変化に対応する思い切った事業再構築を支援する補助金。業況が厳しく最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者には最低賃金枠にて引き続き補助率・採択率を優遇。

詳しくは **事業再構築補助金事務局コールセンター TEL:0570-012-088**



(4)ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(ものづくり補助金)

中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善等を行うための設備投資等を支援します。

詳しくは **ものづくり補助金事務局サポートセンター TEL:050-8880-4053**



●賃金引き上げ特設ページを開設！

賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や賃金引き上げに向けた政府の支援策など賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。

